

宮 城 県 公 報

令和 7 年 10 月 31 日（金）
定期第 645 号

目 次

告示

- 私立学校振興助成法第 14 条第 2 項に基づく監査事項（私学・公益法人課）
- 平成 17 年宮城県告示第 1224 号（鳥獣保護区の変更）の一部改正（自然保護課）
- 平成 17 年宮城県告示第 1225 号（鳥獣保護区の更新）の一部改正（同）
- 平成 17 年宮城県告示第 1226 号（鳥獣保護区特別保護地区の指定）の一部改正（同）
- 平成 17 年宮城県告示第 1186 号（銃猟禁止区域の指定）の一部改正（同）
- 平成 15 年宮城県告示第 1016 号（指定猟法禁止区域の指定）の一部改正（同）
- 公衆浴場入浴料金の統制額の指定（食と暮らしの安全推進課）
- 救急医療機関の認定（医療政策課）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）

宮城県告示第 623 号

私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号）第 14 条第 2 項の規定により、知事を所轄庁とする助成対象学校法人（同条第 1 項に規定する助成対象学校法人をいう。）が同条第 2 項の規定により計算書類及びその附属明細書について受ける公認会計士又は監査法人の監査について、次のとおり定め、令和 7 年度の計算書類及びその附属明細書について受ける監査から適用する。

令和 7 年 10 月 31 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）の定めるところに従って、会計処理が行われ、計算書類（活動区分資金収支計算書を除く。）及びその附属明細書（収益事業会計にあつては、貸借対照表及び損益計算書）が作成されているかどうかについて監査を受けること。

宮城県告示第 624 号

平成 17 年宮城県告示第 1224 号（鳥獣保護区の変更）の一部を次のように改正し、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。

令和 7 年 10 月 31 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第 2 号及び第 3 号を次のように改める。

2 区域

石巻市及び登米市の一部（次の図に示すとおりとする。）

3 存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 27 年 10 月 31 日まで（20 年間）

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県（環境生活部自然保護課）及び宮城県東部地方振興事務所、宮城県東部地方振興事務所登米地域事務所林業振興部に備えて置いて縦覧に供する。）

宮城県告示第 625 号

平成 17 年宮城県告示第 1225 号（鳥獣保護区の更新）の一部を次のように改正し、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。

令和 7 年 10 月 31 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第 1 号を次のように改める。

2 区域

伊具郡丸森町の一部（次の図に示すとおりとする。）

3 存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 27 年 10 月 31 日まで（20 年間）

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県（環境生活部自然保護課）及び宮城県大河原地方振興事務所林業振興部に備えて置いて縦覧に供する。）

第 2 号を次のように改める。

2 区域

角田市の一部（次の図に示すとおりとする。）

3 存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 27 年 10 月 31 日まで（20 年間）

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県（環境生活部自然保護課）及び宮城県大河原地方振興事務所林業振興部に備えて置いて縦覧に供する。）

第 3 号を次のように改める。

2 区域

栗原市及び大崎市の一部（次の図に示すとおりとする。）

3 存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 27 年 10 月 31 日まで（20 年間）

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県（環境生活部自然保護課）及び宮城県北部地方振興事務所、宮城県北部地方振興事務所栗原地域事務所林業振興部に備えて置いて縦覧に供する。）

第 4 号を次のように改める。

2 区域

大崎市の一部（次の図に示すとおりとする。）

3 存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 27 年 10 月 31 日まで（20 年間）

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県（環境生活部自然保護課）及び宮城県北部地方振興事務所林業振興部に備えて置いて縦覧に供する。）

第 5 号を次のように改める。

2 区域

登米市の一部（次の図に示すとおりとする。）

3 存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 27 年 10 月 31 日まで（20 年間）

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県（環境生活部自然保護課）及び宮城県東部地方振興事務所登米地域事務所林業振興部に備えて置いて縦覧に供する。）

第6号を次のように改める。

2 区域

登米市の一部（次の図に示すとおりとする。）

3 存続期間

令和7年11月1日から令和27年10月31日まで（20年間）

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県（環境生活部自然保護課）及び宮城県東部地方振興事務所
登米地域事務所林業振興部に備えて置いて縦覧に供する。）

第7号を次のように改める。

2 区域

石巻市の一部（次の図に示すとおりとする。）

3 存続期間

令和7年11月1日から令和27年10月31日まで（20年間）

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県（環境生活部自然保護課）及び宮城県東部地方振興事務所
林業振興部に備えて置いて縦覧に供する。）

第8号を次のように改める。

2 区域

石巻市の一部（次の図に示すとおりとする。）

3 存続期間

令和7年11月1日から令和27年10月31日まで（20年間）

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県（環境生活部自然保護課）及び宮城県東部地方振興事務所
林業振興部に備えて置いて縦覧に供する。）

第9号を次のように改める。

2 区域

栗原市及び大崎市の一部（次の図に示すとおりとする。）

3 存続期間

令和7年11月1日から令和27年10月31日まで（20年間）

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県（環境生活部自然保護課）及び宮城県北部地方振興事務所、
宮城県北部地方振興事務所栗原地域事務所林業振興部に備えて置いて縦覧に供する。）

第10号を次のように改める。

2 区域

石巻市の一部（次の図に示すとおりとする。）

3 存続期間

令和7年11月1日から令和27年10月31日まで（20年間）

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県（環境生活部自然保護課）及び宮城県東部地方振興事務所
林業振興部に備えて置いて縦覧に供する。）

第11号を次のように改める。

2 区域

栗原市及び大崎市の一部（次の図に示すとおりとする。）

3 存続期間

令和7年11月1日から令和27年10月31日まで（20年間）

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県（環境生活部自然保護課）及び宮城県北部地方振興事務所、宮城県北部地方振興事務所栗原地域事務所林業振興部に備えて置いて縦覧に供する。）

第 12 号を次のように改める。

2 区域

登米市の一部（次の図に示すとおりとする。）

3 存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 27 年 10 月 31 日まで（20 年間）

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県（環境生活部自然保護課）及び宮城県東部地方振興事務所登米地域事務所林業振興部に備えて置いて縦覧に供する。）

宮城県告示第 626 号

平成 17 年宮城県告示第 1226 号（鳥獣保護区特別保護地区の指定）の一部を次のように改正し、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。

令和 7 年 10 月 31 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第 1 号を次のように改める。

2 区域

栗原市の一部（次の図に示すとおりとする。）

3 存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 27 年 10 月 31 日まで（20 年間）

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県（環境生活部自然保護課）及び宮城県北部地方振興事務所栗原地域事務所林業振興部に備えて置いて縦覧に供する。）

第 2 号を次のように改める。

2 区域

石巻市の一部（次の図に示すとおりとする。）

3 存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 27 年 10 月 31 日まで（20 年間）

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県（環境生活部自然保護課）及び宮城県東部地方振興事務所林業振興部に備えて置いて縦覧に供する。）

第 3 号を次のように改める。

2 区域

石巻市の一部（次の図に示すとおりとする。）

3 存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 27 年 10 月 31 日まで（20 年間）

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県（環境生活部自然保護課）及び宮城県東部地方振興事務所林業振興部に備えて置いて縦覧に供する。）

宮城県告示第 627 号

平成 17 年宮城県告示第 1186 号（銃猟禁止区域の指定）の一部を次のように改正し、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。

令和 7 年 10 月 31 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第 1 号を次のように改める。

2 区域

大崎市の一部（次の図に示すとおりとする。）

3 存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 27 年 10 月 31 日まで（20 年間）

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県（環境生活部自然保護課）及び宮城県北部地方振興事務所林業振興部に備えて置いて縦覧に供する。）

第 2 号を次のように改める。

2 区域

栗原市の一部（次の図に示すとおりとする。）

3 存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 27 年 10 月 31 日まで（20 年間）

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県（環境生活部自然保護課）及び宮城県北部地方振興事務所栗原地域事務所林業振興部に備えて置いて縦覧に供する。）

第 3 号を次のように改める。

2 区域

登米市の一部（次の図に示すとおりとする。）

3 存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 27 年 10 月 31 日まで（20 年間）

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県（環境生活部自然保護課）及び宮城県東部地方振興事務所登米地域事務所林業振興部に備えて置いて縦覧に供する。）

宮城県告示第 628 号

平成 15 年宮城県告示第 1016 号（指定猟法禁止区域の指定）の一部を次のように改正し、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。

令和 7 年 10 月 31 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第 2 号及び第 3 号を次のように改める。

2 区域

石巻市及び牡鹿郡女川町の一部（次の図に示すとおりとする。）

3 存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 8 年 10 月 31 日まで（1 年間）

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県（環境生活部自然保護課）及び宮城県東部地方振興事務所林業振興部に備えて置いて縦覧に供する。）

宮城県告示第629号

物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）第 4 条及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和 32 年厚生省令第 38 号）第 2 条の規定により、公衆浴場入浴料金の統制額を次のように指定し、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。

令和 4 年宮城県告示第 853 号（公衆浴場入浴料金の統制額の指定）は、令和 7 年 11 月 30 日限り、廃止する。

令和 7 年 10 月 31 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 公衆浴場入浴料金の統制額

区 分	大 人 (12 歳以上の者)	中 人 (6 歳以上 12 歳未満の者)	小 人 (6 歳未満の者)
料 金	500 円	180 円	100 円

- 2 公衆浴場法施行条例（平成 6 年宮城県条例第 15 号）第 2 条第 2 項に規定するその他の公衆浴場（公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）第 2 条第 3 項の規定に基づき保健所を設置する市が定める条例において定められるこれに相当する公衆浴場を含む。）については、1 の統制額は、適用しない。

宮城県告示第630号

救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和 7 年 10 月 31 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
古川星陵病院	大崎市古川南町三丁目 1 番 3 - 5 号	令和 7 年 10 月 30 日	令和 10 年 10 月 29 日

宮城県告示第631号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 51 条第 1 号の規定により告示する。

令和 7 年 10 月 31 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
0410210231	ダンライフ 石巻市鹿又字役場前 4 3 番地 3	就労継続支援 B 型	株式会社ダンライフ	令和 7 年 11 月 1 日